令和4年8月1日現在

質問		回答	
1.概	1.概要		
1-1	令和4年度燃油高騰対策緊急支援金(以下「支援金」という。)の概要を教えてください。	原油の価格高騰により収益が悪化している中小・小規模企業者等に該当する貨物自動車運送事業者に対し、緊急措置として、その負担の軽減及び事業の継続を支援するものです。原油の価格高騰の影響を受けているかどうかを以下①~③のいずれかの要件で確認します。 ①令和4年4月から7月までのいずれかのうち、購入した燃油単価(円/に)が、前年同期間における燃油単価(円/に)より20%以上増加し、かつ、令和4年から7月までの連続する3箇月間の売上高に占める仕入額の割合が前年同期間の割合より増加していること。 ②令和4年4月から7月までのうち連続する3箇月間の仕入額が前年同期間の仕入額より20%以上増加し、かつ、令和4年4月から7月までのうち連続する3箇月間の売上高に占める仕入額の割合が前年同期間の割合より増加していること。 ③令和4年4月から7月までのうち連続する3箇月間の売上高に占める仕入額の割合が前年同期間の割合より増加していること。 ※なお、上記のいずれにも該当しない場合は、支援金・応援金のどちらも対象外となります。	
1-2	対象月と比較対象月を比較して仕入高が20% 以上増加していれば、即対象となりますか。	仕入高の上昇だけが支給要件ではありません。本支援金の要件の中には、申請対象外となる事業者がいること、また仕入高上昇以外の対象要件があります。詳細は、交付要綱、申請の手引をご確認ください。	
1-3	比較対象する方法を教えてください。	様式「要件確認シート」にて判定してください。 数値を入力すれば、自動計算して対象事業者となるか判定できます。	
1-4	仕入、売上高について対象要件を確認する際、 県外の営業所についても含めて良いですか。	要件確認に用いる数値(仕入額、売上高)は、佐賀県内本社、佐賀県外本社を問わず、事業者全体における数値を用いて構いません。	
1-5	燃油単価の要件確認について県外で購入した 燃油の単価を使用して良いですか。	燃油単価の比較に用いる数値は、必ず佐賀県内で購入した燃油単価を用いてください。	
1-6	佐賀県が実施している「原材料等高騰対策緊急応援金※」と本支援金の併給は可能ですか。 ※法人上限20万円、個人事業主上限15万円	本支援金は、別途佐賀県が実施している「原材料等高騰対策緊急応援金」との併給はできません。 応援金の対象となった場合の窓口は、原油・原材料応援金相談センター(0952-97-9486)となり ます。	
1-7	審査状況を教えていただくことはできますか。	支援金受付件数が多いことが想定されます。そのため個別の審査状況をお答えすることができません。申請内容に不備等がある場合は、佐ト協から申請書に記載された連絡先にご連絡をいたします。また、郵送で書類をご提出される場合は、簡易書留やレターパックなど申請者が郵送状況を追跡できる方法でご提出ください。 なお、佐ト協では、対象事業者に対して支援金を交付することをもって交付決定通知と代えさせていただきます。	

令和4年8月1日現在

質問		回答			
1-8	支援金の申請書の提出先はどこですか。	〒849-0921 佐賀市髙木瀬西三丁E 公益社団法人佐賀県ト (1)その他事業者 【受付先】 〒840-8570(住所の 佐賀県産業労働部産業	送事業者(貨物軽自動車選目 - 20 ラック協会)記載は不要です) 政策課 経営担当(燃油高騰 {一般社団法人佐賀県バス		š }
2.対	2.対象者				
2-1	運輸業で対象となる事業者とは。	国土交通大臣からの貨物自動車運送事業者の許可(貨物軽自動車運送事業者は届出)を受けている法人、または個人事業者をいいます。			
2-2	中小・小規模企業者の定義は何ですか。	企業者(個人事業主を含企業団体」です。 具体的には以下の通りで 【中小企業基本法第2条章 業種 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種 卸売業 サービス業 小売業 【中小企業団体の組織に (中小企業団体等の種類	む。)」及び「中小企業団体のす。 第1項に定める中小企業者】 (下記いずれか) 資本金の額又は出資の総額 3億円以下 1億円以下 5,000万円以下 5,000万円以下	業者 を満たすこと) 常時使用する従業員の数 300人以下 100人以下 100人以下 50人以下	

令和4年8月1日現在

質問		回答	
2-3	対象とならない業種はありますか。	本支援金は、 ①佐賀県の「原材料等高騰対応緊急応援金」の交付を受けた又は受ける予定の事業者 ②農林漁業者(日本標準産業分類において、大分類A-農業、林業及び大分類B-漁業に該当する事業者) ③医療・福祉サービス業者(日本標準産業分類において、大分類P-医療、福祉に該当する事業を行う事業者。ただし、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所(日本標準産業分類番号:8351)及びその他の療術業(日本標準産業分類番号:8359)を運営する事業者、又は薬局等で小売りのみの事業収入(売上)である場合は除く。) ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業(当該営業の受託営業を含む。)に該当する事業を行う事業者 ⑤その他、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと佐賀県が判断する者は対象外となります。 ※業種については、「日本標準産業分類」を参考にしてください。	
2-4	対象事業者とみなされるのはいつの開業までですか。	遅くとも令和4年2月1日までに運輸開始された事業者が対象です。 令和4年2月2日以降に運輸開始された方は、要件の比較対象ができないので本支援金の対象になりません。	
2-5	NPO法人は、対象となりますか。	農林漁業、医療・福祉サービス業を除く事業収入が仕入・売上月額条件を満たし、当該事業収入が 要件に該当する団体は応援金の対象となります。 ただし、事業収入がある証拠書類として活動計算書、決算書等の提出が必要となります。 ※事業収入とは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など、株式会社等で営業外収益にあた る金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入のみを対象とします。	
2-6	佐賀県内に事業所を有する、県外本店法人や県 外在住の個人事業主は対象となりますか。	法人は登記上の住所、個人事業主は住民票の住所が佐賀県内にある方が対象となるため原則対象外です。ただし、法人で登記上の本店住所に実態がなく佐賀県内にしか事実上の事務所がない場合や個人事業主で自宅住所は県外だが事業所が佐賀県内のみしかない場合等については、個別に確認させていただき判断致します。なお、貨物運送事業の許可を受けている運送事業者においては、他県に本社を置き、かつ、佐賀県内に認可を受けている営業所があれば対象となります。なお、県内本社、県外本社にかかわらず支援金の対象は、佐賀県内の営業所に保有する事業用自動車に限ります。	
2-7	中小企業団体である協同組合です。組合員から の賦課金収入があります。対象となりますか。	組合員からの定額の賦課金のような事業性が認められない収入は、売上とみなしません。売上要件の対象となる収入は事業収入である必要があります。 事業収入は、例えば、組合員の売上に応じて組合に入ってくる販売手数料収入などが考えられます。 証拠書類として事業収入と分かる決算書等の提出が必要となります。 ※事業収入とは、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入や株式会社等で営業外収益にあたる 金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入のみを対象とします。	

令和4年8月1日現在

	質問	回答
3.申	請手続きについて	
3-1	申請はどのようにしたらよいですか。	申請は郵送、または、佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)窓口で受け付けます。佐ト協のHPに申請様式等を掲載していますのでご確認ください。なお、インターネットでの申請は行っておりません。 佐ト協HP: http://www.satokyo.jp/main/23.html
3-2	申請期間はいつですか。	申請受付期間は以下となります。 ・令和4年8月1日(月)~9月30日(金)(必着)
3-3	申請にはどのような書類が必要ですか。	佐ト協HPに掲載の交付要綱や申請の手引に必要書類を掲載しておりますので、ご確認ください。
3-4	申請書に押印は必要ですか	支援金の申請書兼請求書に押印は不要です。ただし、添付資料の「誓約書」に代表者の記名をされた時には必ず押印が必要です。(自署の場合は押印は不要)
3-5	要件確認に必要な燃油の納入(購入)を裏付ける書類や仕入額、売上額を確認する書類は何ですか。	対象事業者の要件を確認した際、下記のとおり疎明資料を提出いただきます。 【燃油比較について】 令和4年4月から7月までの間で、比較検討に使用する燃油の最高値単価が記載され、かつ、申請事業者名が記載されている納品書(領収書、請求書等)と比較対象となる令和3年4月から7月までの期間での最安値単価が記載され、かつ、申請事業者名が記載された同様の書類。 【仕入額比較について】 令和4年4月から7月までの連続した3箇月の期間における燃料費の仕入(購入)を疎明する試算表(納品台帳等)と比較対象期間における同様のもの。 【売上額比較について】 令和4年4月から7月までの連続した3箇月の期間における売上額(運送収入)を疎明する試算表(売上台帳等)と比較対象期間のおける同様のもの。
3-6	要件の比較対象となる燃油はどれでも良いのですか。	燃油単価の比較に使用する燃油種別は、運送事業にて使用し実際に購入された燃油 (ガソリン、軽油、重油、灯油、オートガス、LPガス) であれば特に指定はありません。 ただし、単価の上昇率の比較に使用する燃油は必ず同一種別の燃油でなければなりません。
3-7	昨年度に運輸開始したため、令和3年4月~同年7月との条件比較ができません。どのようにしたらよいですか。	令和3年5月2日から令和4年2月1日までに新規で運輸開始された事業者の方は、比較対象期間(令和3年4月~7月)での連続する3か月で比較ができないため、下記例に従って対応してください。なお、令和4年2月2日以降に運輸開始された方については、連続する3か月での比較ができないため、本支援金の対象になりません。 ※1カ月間(1日~末日まで)営業した月を1カ月とみなします。 【例】 ①令和3年5月2日~令和4年1月1日までに新規運輸開始された方令和3年6月以降の任意の連続する3ヵ月と直近3ヵ月(令和4年4月~7月のうち連続する3ヵ月)で比較してください(例、「令和3年9月~11月」と「令和4年4月~6月」で比較)。 ②令和4年1月2日~同年2月1日までに新規運輸開始された方令和4年2月~4月(比較対象月)と令和4年5月~7月の仕入額で比較してください。

令和4年8月1日現在

質問		回答
3-8	提出に確定申告書(決算書)の控えの提出は必 要ですか。	基本的に比較対象期間を含む年度について、管轄する運輸局に提出し受付印を押印されている事業報告書の写しを提出すれば確定申告書の写しは不要です。 ただし、同事業報告書の写しには必ず損益計算書等の決算書類も含めてください。
3-9	ロ座振替申請書の申請者と口座名義が異なっ てよいですか。	振込先口座は申請者本人(法人の場合は、法人名義)の口座に限ります。
3-10	追加で書類の提出を求められることはあります か。	審査の過程において、別途資料の提出を求めることがあります。なお、期限までに提出を求めた書類の提出がない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は支援金の交付ができない場合がございますので、ご注意ください。なお、提出書類のご返却はいたしませんのでご了承ください。。
3-11	申請書や仕入・売上台帳に記入する売上は税 込み、税抜きどちらかですか。	どちらでも結構です。ただし、「申請書に記入する売上金額」と「売上月額が確認できる書類(売上台帳等に記入する売上金額)」が一致していることを確認してください。
3-12	申請後に申請内容の誤り等に気づいた場合はどうしたらよいですか。	申請後、申請内容の誤り等に気づいた場合は、速やかに佐ト協にご連絡ください。 なお、実態と異なる書類を偽造して提出し、支援金、応援金を受給しようとする行為は不正受給に当 たり、犯罪となりますのでご注意願います。
3-13	提出する許認可証とは何ですか。	佐賀県内に本社がある事業者については、管轄する運輸局から受けた貨物自動車運送事業の許可証(免許状)の写しが必要となります。 他県に本社を置き、佐賀県内に営業所がある事業者は、佐賀県内の営業所にかかる認可証の写しを提出してください。ただし、県外本社の事業者で佐賀県内に複数営業所がある場合には、一の営業所(代表営業所)の分を提出してください。 許可証(免許状)等が保管されてない場合など写しが提出できない場合は、佐賀運輸支局に「証明願」を提出していただき、証明を受けたものの写しを提出してください。 「証明願」の様式は、佐ト協ホームページ内にある本支援金制度の案内に掲載しておりますので、ダウンロードして使用してください。 (佐ト協HP: http://www.satokyo.jp/main/23.html)
3-14	法人ですが、法人事業概況説明書を作成していません。どうしたらよいですか。	法人事業概況説明書がない場合は、売上台帳等の売上が分かる資料をご提出ください。
3-15	本支援金において、「仕入」とは、何を指します か。	原則、決算書や確定申告書において、仕入として計上しているものが対象です(原材料や製品、燃油等)。なお、不動産や中古品、外注費などは算定対象外となります。
3-16	運送事業者の仕入と売上とは何ですか。	燃料 (ガソリンや軽油、重油等)を仕入として記入してください。 売上について基本的には「運送収入」を記入してください。
3-17	補助対象経費となる「令和4年4月から同年7月までに購入した燃料の購入に要した経費」とは、 具体的になにを指しますか。	令和4年4月1日~同年7月31日までの間に、「納品」された燃料の購入に要した経費を指します(発注や支払のタイミングは問いません)。 ただし、支援金の対象となるのは、佐賀県内の営業所に保有する事業用自動車にかかる燃料経費に限ります。

令和4年8月1日現在

質問		回答	
3-18	補助対象額は必ず令和4年4月から7月までに 購入した燃料の購入経費でなければなりません か。	原則、令和4年4月から7月までの間に実際に仕入(納品、購入)したものでなければなりません。 ただし、その期間内において最終月の7月を待たずして上限20万リットル(支援金額200万円)に達 していれば、その時点までで申請可能となります。	
3-19		納品書や請求書 (納品日と品目と購入量が分かるもの) を想定しています。 仮に、納品書や請求書が無い場合には、レシート等の代替資料をご提出ください。	
3-20	協同組合から燃料を購入しており、支払いについては他の費用も含め合算で支払っていますが、その総額を支払いの証拠資料として使用できますか。	原則、燃料購入にかかる請求額に対する支払いが疎明できる領収書、振込依頼書等の写しが必要です。 ただし、合算で支払い、その一部に燃料購入代金が含まれている場合は、燃料購入に関する経費(単価、数量額面)が記載された明細及び支払った総額の額面になるように他の請求書等の写しも併せて添付してください。	